（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（次条において「新住民基本台帳法」という。）第三十条の九」を「住民基本台帳法第三十条の七第四項」に改める。

第十八条第一項中「新住民基本台帳法」を「第十六条の規定による改正後の住民基本台帳法（この条において「新住民基本台帳法」という。）」に改める。

第二十二条第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）」を「住民基本台帳法」に、「おける第四号新住民基本台帳法」を「おける同法」に、「（以下「機構保存本人確認情報」という。）」を「機構保存本人確認情報」に、「と、第四号新住民基本台帳法」を「と、同法」に改め、同条第二項中「第四号新住民基本台帳法」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定」を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「「第二号」を「「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「から第四号新住民基本台帳法」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定」を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「「第二号」を「「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法別表第三」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）別表第三」に改め、同条第四項中「第四号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「から第四号新住民基本台帳法」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定」を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「「第二号」を「「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法」を「と、同法」に改める。

（地方公共団体情報システム機構法の一部改正）

第七十条　地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「の保護」を「及び同法第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る同法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報の保護」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第七十一条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第六項を削り、同条第七項中「及び前項」を削り、同項を同条第六項とする。

（官民データ活用推進基本法の一部改正）

第七十二条　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第三条第二号」に改める。

（地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十三条　地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十四条　施行日が地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、地方税法第七百四十七条の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とする改正規定及び同項に一号を加える改正規定中「第七百四十七条の三第一項」を「第七百四十七条の二第一項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十六条　施行日が地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第七十七条　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「、第八条（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十二条の改正規定に限る。）、第九条、第十条」を「から第十条まで」に改める。

附則第八条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百五十一号）」を加え、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定を削る。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正に伴う調整規定）

第七十八条　施行日が特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「附則第八条」とあるのは「附則第八条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）」に改め、同条」と、「の下に「」とあるのは「を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と、「を加え、」とあるのは「に改め、同条のうち」と、「別表」とあるのは「第十二条本文の改正規定中「第十二条本文」を「第十八条本文」に改め、同法別表」とする。

（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第七十九条　漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条を次のように改める。

第六十八条　削除

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第八十条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち住民基本台帳法別表第四の一の八の項の改正規定中「別表第四の一の八の項」を「別表第四の一の九の項」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第八十一条　道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号。次条において「車両法改正法」という。）の一部を次のように改正する。

第二条のうち道路運送車両法第百二条の改正規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第十三号までに」を「第十二号までに」を「第十三号」を「第十二号」に改め、「、同項ただし書中「第十三号まで」を「第十二号まで、第二項」に、「前項の」を「前項の規定による」に改め」を削る。

第三条のうち道路運送車両法第百二条第五項の改正規定中「、同項ただし書中「前項」を「前項各号」に改め」を削る。

附則第一条第四号中「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十一条の二」に改める。

附則第二十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別会計に関する法律の一部改正）」を付し、同条のうち特別会計に関する法律第二百十三条第二項第一号ロの改正規定中「第百二条第四項ただし書」を「第百二条第五項ただし書」を「第十三号」を「第十二号」に、「及び同条第二項」を「の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロ中「同条第四項に規定する」を「同条第四項各号に掲げる」に改める。